

サン・クロレラ販売株式会社に対するチラシ配布の差止請求訴訟の提起

適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク

2014年1月17日、当ネットワークは、サン・クロレラ販売株式会社（以下、「サン・クロレラ社」という。）に対し、日刊新聞紙に折り込んだチラシの配布を差止めること等を請求する訴訟を京都地裁に提起した。

サン・クロレラ社は、「日本クロレラ療法研究会」（以下、「クロレラ研究会」という。）の名称を用いて、定期的にクロレラ（C. G. F）やアガリクス（イソフラキシジン）に関する新聞折り込み広告を配布していた。その内容は、クロレラやウコギを摂取することで、腰部脊柱管狭窄症や肺気腫、自律神経失調症・高血圧の症状が改善されるというものである。クロレラやウコギはいずれも医薬品ではなく、食品であるにも関わらず、サン・クロレラ社は上記の薬効や効果を謳っている。このような広告の配布は、消費者契約法4条1項1号の不実告知に該当すると考えられる。また、同広告は、商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるものであり、景表法4条1号の優良誤認表示に当たると考えられる。

クロレラ研究会はチラシにクロレラやウコギ等の健康食品に用いられる原材料、成分名を表示したのみで、サン・クロレラ社の「サン・クロレラ A」「サン・ウコギ」といった具体的な商品の表示はしていないため景表法で規制の対象となる商品等に関する表示に該当しない、また、チラシは特定の商品の購入を消費者に直接働きかけるものとはいえず、消費者契約法4条1項1号の「消費者契約の締結に向けた勧誘」には当たらず、したがってなんら違法な点はないと主張している。

しかし、チラシに記載された電話番号はサン・クロレラ社の契約であった。また、クロレラ研究会に資料請求をすると、サン・クロレラ社の商品カタログが送られてきて、そこには具体的な商品が表示され、同社の商品を注文できる仕組みになっている。このような仕組みからすれば、クロレラ研究会の名称で配布されたチラシは、実際にはサン・クロレラ社の特定の商品の広告として機能しているといえる。また、上記仕組みのなかで、サン・クロレラ販売は、クロレラ研究会のチラシをみて資料請求してきた消費者と商品購入の契約を結ぶのであるから、クロレラ研究会の名称でなされたチラシ配布は「消費者契約の締結に向けた勧誘」に当たるといえる。

サン・クロレラ社の上記行為は、消費者契約法、景表法に違反する行為である。チラシの記載内容は極めて明らかな虚偽・誇大広告であり、薬事法で禁止された治療効果ともとれる悪質なものであるため、本訴提起に及んだ。